

金沢国税局からのお知らせ

業務センターへの郵送等に関するお願い

金沢国税局では、令和3年7月から「内部事務のセンター化」を実施しています。

令和8年7月10日以降は、敦賀、武生、小浜及び三国税務署を内部事務のセンター化の対象に加え、全ての税務署が内部事務センター化の対象となります。

この全署拡大にあわせて業務内容の見直しを行い、福井分室は「福井事務室」へ名称を変更いたします。

また、書面による申告書・申請書等を提出される場合の郵送先につきましては、業務センター（戸水分庁舎）に一本化いたします。

詳細は、下表をご覧ください。

皆さまのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【書面で申告書等を提出する場合の郵送先】

		令和8年4月現在		令和8年7月10日以降	
石川県	金沢	金沢国税局 業務センター		金沢国税局 業務センター	〒920-8526 金沢市戸水2丁目30番地 （金沢国税局戸水分庁舎） 金沢国税局業務センター （〇〇税務署） ※「〇〇税務署」には、 所轄税務署を記載して ください。
	七尾				
	小松				
	輪島				
	松任				
富山県	富山	金沢国税局業務センター 富山事務室 ※申告所得税・消費税（個人事業者）・贈与税のみ			
	高岡				
	魚津				
	砺波				
福井県	福井	金沢国税局業務センター 福井分室			
	大野				
	敦賀	敦賀税務署			
	武生	武生税務署			
	小浜	小浜税務署			
	三国	三国税務署			

※ 下線は、令和8年7月10日から新たに内部事務のセンター化の対象となる税務署を示します。